

質問に対する回答書⑨
東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書)8枚目 技術資料に係る評価項目、評価基準及び び配点	同種工事の工事成績に係る配点について、評価基準に示される評価点の計算式では配点が4点となっており、右欄の配点では6点との記載があります。計算式から得られる評価点は4点満点となりますが、どちらが正しいのでしょうか。ご確認願います。	入札公告(説明書)の内容に誤りがありました。上記については入札公告(説明書)を訂正いたします。
2	入札公告(説明書)8枚目 評価項目 施工計画立案能力	「休憩施設及び本線との近接施工時における一般車両の安全確保について」との記載に対して、休憩施設には一般車両用の駐車場・駐輪場を含むという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	駐車場及び二輪駐車場に工事中の安全配慮が必要な場合、施工計画に含むことは妨げません。
3	図面番号14/115、15/115	高速道路本線(上り線、下り線)の舗装構成についてご教示願います。	高速道路本線の舗装構成は本工事に関係ないものと想定しておりますので、契約後に開示します。
4	技術資料作成説明書【条件付一般競争 入札版】令和6年度5月版 6.競争参加確認申請書様式3「施工計画 立案能力」記載上の注意事項及び証明 資料	記載上の注意事項⑨「必要以上の資機材の追加や、必要な能力以上の施工機械への変更など、仕様を超える施工計画を求めるものではない。」とあります。軽微な資機材の追加であれば、評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	必要以上の資機材の追加を理由に優位に評価することはありませんが、程度によらず資機材の追加自体を理由に不採用や欠格とすることはありません。
5	特記仕様書17-1-7標識等の設置	休憩施設及び本線との近接施工時における一般車両の安全確保について、共通仕様書1-25-1(1)及び(4)ならびに本特記仕様書の条項を遵守した上で、必要と考えられる標識等の保安施設の変更・追加は、協議事項に該当せず、評価の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	共通仕様書ならびに設計図書を遵守したうえでの標識等の保安施設の追加のみ施工計画の対象とお考えください。
6	特記仕様書17-1-9転倒防止に関する事項	地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。とありますが、具体的な確認方法に関する施工計画提案は協議事項になりますか。ご教示願います。	具体的な確認方法に関する施工計画提案は協議の対象となりません。
7	特記仕様書17-1-9転倒防止に関する事項	地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、地盤及び地耐力の確認方法を含む、必要となった場合の対策については、監督員と協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	監督員が必要な条件変更と認めた場合は変更協議の対象となります。